



年金受給者向け定期積金

JAゆうゆう定積

店頭表示
利回り

十年 0.15% 上乘せ

ゆとりあるライフプランを応援します。

- ご契約いただける方 当JAで年金のお受け取りをご指定いただいている方。
- ご契約期間 1年、2年、3年、4年、5年

電話無料
相談サービス

当JAバンクで年金をお受け取りの方ならどなたでもご利用いただけます。

ゆとり倶楽部

●交通事故による死亡、重度後遺障害、後遺障害になった場合に最高20万円の見舞金が支給されます。

ホテル優待
利用サービス

交通事故
見舞金サービス



JA豊橋

※店頭にて説明書をご用意しております。※JAとお取引のない方も一度ご相談ください。
※金利環境等の変化により、商品内容を変更したり、取扱いを中止することがあります。

詳しくは当JAの窓口までお問い合わせ下さい。

推進企画課 TEL. 0532-25-9221

取扱期間 : 平成29年3月31日まで

二川支店	41-0527	吉田方支店	31-2155
いなみ支店	21-1020	前芝支店	31-3381
高豊支店	21-2111	津田支店	52-4135
大津支店	23-1351	大村支店	53-2283
高師原支店	45-7182	石巻支店	88-1211
福岡支店	45-2463	北支店	88-0104
磯辺支店	45-5355	東田支店	64-2131
中央支店	25-7737	岩田支店	61-5178
西支店	31-9168		

JAゆうゆう定積

(平成 28 年 9 月 12 日現在)

商 品 概 要

販 売 対 象	当 JA で年金のお受け取りをご指定いただいている方とします。	
期 間	1 年、2 年、3 年、4 年または 5 年とします。	
掛 込 方 法 等	掛 込 方 法	契約期間内で掛金を分割掛け込みします。
	掛 込 周 期	1 か月または 2 か月のいずれかとします。
	掛 込 金 額	1 回当たり 1,000 円以上とします。ただし、原則として、お受け取りになる 1 回当たりの年金額の範囲内とします。
	掛 込 単 位	1 円単位とします。
支 払 方 法	満期日以後に一括して支払います。	
給付補てん金	適 用 利 回 り	契約時の約定利回りを満期日まで適用します。
	支 払 頻 度	満期日以後に一括して支払います。
	計 算 方 法	計算単位を 1 円として、契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算します。
	税 金	20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の分離課税となります。
	利 回 り 情 報 の 入 手 方 法	金利(約定利回り)については、窓口にお問い合わせください。
手 数 料	———	
付 加 可 能 な 特 約 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ● 普通貯金等からの自動振替による掛込みができます。 ● 預入時のお申し出により、最大 6 回まで増額月を設定できます。 	
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	満期日前に解約する場合は、初回掛込日から解約日までの期間により、当 JA 所定の中途解約利率(小数点第 4 位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。	
貯 金 保 険 制 度 (公 的 制 度)	保護対象	
苦 情 処 理 措 置 お よ び 紛 争 解 決 措 置 の 内 容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店(所)または金融部 (電話: 0532-25-9221) にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、愛知県農業協同組合中央会が設置・運営する愛知県 JA バンク相談所(電話: 0120-351-523)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部または愛知県 JA バンク相談所にお申し出ください。 愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)</p>	
そ の 他 参 考 と な る 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ● 掛込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または契約時の約定利回り(年 365 日の日割計算)の割合による延滞利息をいただきます。 ● 掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ● 満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率により計算します。 	